

川島町農業委員会 4月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和4年4月25日(月) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 19名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 荻田 芳信

八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 報告第1 専決事項報告の件について

(2) 報告第2 県許可等の状況について

第5 議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志
事務局次長 滝瀬 一也
事務局員 石黒 浩基

7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	多忙の折りの出席に礼を述べ、農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則23条2項の規定により、議長が7番 小久保委員、8番 松本委員を指名した。
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 4月1日川島町役場において、職員の人事異動に伴う農業委員会の辞令交付式を行った旨、4月13日東松山市総合会館において、2022年度比企地域女性農業委員・農地利用最適化推進委員連絡会総会が開催され、来賓として出席した旨の報告を行った。
議長	日程第4「報告」 報告第1 専決事項報告の件について (事務局の朗読、説明) (質疑なし)

報告第2 県許可等の状況について

(事務局の朗読、説明)

(質疑なし)

議長

日程第5「議案」 議案第1号

「農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

番号1 農地利用最適化推進委員 木村委員

番号2 7番 小久保委員

番号3 農地利用最適化推進委員 小峯委員

番号4 8番 松本委員

山崎委員

番号1について、該当農地が1,133㎡であるのに、譲渡人の耕作面積が自作地、小作地合わせて9aしかないのは、何故か。

また、番号4について、譲渡人は譲受人に該当農地556㎡を貸し付けていたとのことだが、その場合、譲渡人の貸付面積15aの内、556㎡が譲渡人の小作地とはならないのか。

事務局

番号1について、譲渡後の耕作面積となっておりました。正しくは20aとなります。申し訳ございませんでした。

番号4について、すでに貸付は解約されているため、該当農地556㎡は譲渡人の自作地13aに含まれているかたちとなります。

松本委員

番号2について、新規就農者である譲受人への生前贈与ということだが、該当農地には既にトマトのハウスが建っている。新規就農時に今回の手続きを行わず、このタイミングで行うのには、何か事情があるのか。

事務局

譲受人は、新規就農者としてトマトのハウス栽培を行っております。親族から借り受けた農地が営農面積全体の過半を超えている場合、就農後5年以内に所有権移転する必要があるためお父様より生前贈与を受けたものです。

議長

質疑を終結し、次の議案に移る

議案第2号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

番号1 6番 吉田委員

番号2 2番 遠山委員

番号3 8番 松本委員

番号4 6番 吉田委員

(質疑なし)

議長

質疑を終結し、次の議案に移る

日程第6「その他」

- ①農業委員会による最適化活動の推進等について
- ②「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

(質疑)

箕輪委員 平成30年に出された「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の「遊休農地の発生防止、解消について」ですが、解消目標を、現状(平成30年3月)17.1haから3年後の目標(平成30年3月)15.0haと定めているが、どのように解釈すればよいのか。

事務局 平成30年3月時点の遊休農地17.1haを3年後の平成33年3月には15.0haと0.1ha減らす目標であり、本来、「3年後の目標(平成33年3月)」との記載となるべきなのですが、当時定められた指針の表記をそのままお示しさせていただいております。

また、令和3年度に皆様に取り組みいただいた遊休農地調査の結果が23.7haであり、遊休農地は増加しています。再度、3年後の目標を立てるにあたり、事務局内で指針を練り直しますので、案が出来上がりましたら定例会で諮らせていただきます。

木村委員 遊休農地の解消に取り組むにあたって、農地の所有者などの情報は我々に開示していただけるのか。

事務局 皆様は農業委員、農地最適化推進委員でありますから、そのような情報は知り得る情報として、開示は問題ありません。

昨年度までは地図を元に遊休農地調査に取り組んでいただきましたが、今年度より、タブレットで対応する予定です。

また、先ほど申し上げた令和3年度の調査結果23.7haの内訳についても、事務局にてまとめてありますので、必要の際にはお声がけください。

小高委員 遊休農地の話が挙がっているので、伊草の農業委員として発言させ

ていただく。安塚に2つの残土の山があり、最近では平沼にも新たに発生している。これらについて、埼玉県との協議は行われているのか、地権者との話し合いは幾度も行われているのか。近隣住民や隣接農地の所有者は心配しているので、現状をお聞かせ願いたい。

事務局

安塚の残土は平成7年頃に発生しており、平成14年より、県農林振興センターや県本課と連携して対応しております。

北側の残土の廃材や残土が道路に出てしまった際は、事業主体である会社が消滅していたため、県が裁判の準備を進めつつ、土地の所有者に協力いただき、道路に出てしまった分は撤去いただいた経緯があります。

南側の残土につきましては、事業主体が個人事業主で、茨城県に住んでおります。この者に是正させるため、埼玉県より通知を行っており、現在、勧告まで至っております。

町としては年に1度、2～3月頃に県が行う農地法違反箇所のパトロールに同行し、該当地を含めた違反地の確認を行っております。

小高委員

年に1度のパトロールだけでは、なかなか前に進まないとは思いますが、遊休農地の解消も含めて、違反地に関しても良い方向性を考えていくべきである。

また、川島観光の隣にゴミの山があり、近隣住民は迷惑している。あの土地は農地なのか。どのような経緯でゴミが溜まったのか。他課とも連携し、あのようなことが無いような体制づくりが必要。

事務局

違反地のパトロールに関しては年1回ですが、遊休農地の発生防止に関しては、事務局にて年4回ほどパトロールを行っております。それを今後は、皆様に担当地区の農地パトロールを行っていただくこととなります。国から定められた活動記録の一端となりまして、今後ご説明してまいりますので、よろしく申し上げます。

また、川島観光の隣のゴミの山については、底地が雑種地となっております。町の環境保全条例に基づき、埼玉県東松山環境管理事務所

と町の町民生活課生活環境担当とで指導を行っております。

遠山委員

農業委員の活動は遊休農地の解消防止に努めることであるが、違反農地の是正も同じでないか。前述の安塚の残土の山から雑木などが蔓延すると、近隣の所有者や耕作者は管理しない訳にはいかない。また、集中豪雨などが起きれば、山が崩れやすくなる。これらの状況を毎年、活動報告に記載し提出しているが、それに対する埼玉県からの回答、フィードバックがあると有難い。

また、活動記録に関しても、地区によつての統計資料があれば、今後の農業委員の活動の大きな助けになると思う。

事務局

違反農地の指導も、もちろん農業委員、農地最適化推進委員の方々が主体的になって行うことは良いこととございます。しかし、違反者の情報は不明な部分も多いことから、指導を行う場合は事務局と一緒に行っていただきたい。

国、県の解釈としては、①農地の集積・集約、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入者の掘り起こし、この3本柱を主に皆様に行っていただきたい。違反農地に関しては危険性を伴うため、複数人で、入念な計画を立て、県にも相談の上で対応していきたいと考えております。

県としても何もしていない訳ではなく、前述の安塚にある残土の南側については、事業主体である個人事業主の方が収監されていたこともあり、出所されたところで対応を行っている状況です。北側についても、事業主体が消滅してしまっているため、土地の所有者と交渉を進めております。最終的には裁判となりますが、県としてはそうなる前に国とも連携し、調停に持ち込む考えでおるようです。

また、活動記録の統計資料に関しては、事務局にて作成させていただき、今後皆様にお示しできればと思います。

質疑を終結

上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とした。

再開

(採決)

議案第1号	番号1	賛成10人	反対0人
	番号2	賛成10人	反対0人
	番号3	賛成10人	反対0人
	番号4	賛成10人	反対0人

「許可」とすることに決定

議案第2号	番号1	賛成10人	反対0人
	番号2	賛成10人	反対0人
	番号3	賛成10人	反対0人
	番号4	賛成10人	反対0人

「許可相当」とすることに決定

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和4年4月の定例会の閉会を宣言した。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議 長 利根川 洋范

7 番 小久保委員 小久保 章

8 番 松本委員 松本 智